

各地方整備局 技術調整管理官 殿
北海道開発局 技術管理課長 殿
沖縄総合事務局 技術管理官 殿

大臣官房 技術調査課
建設システム管理企画室長

現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等の改正について

国土交通省では i-Construction のトップランナー施策の一つとして、コンクリート工の生産性向上を進めるため、課題及び取組方針や全体最適のための規格の標準化や設計手法のあり方について、「コンクリート生産性向上検討協議会」を開催し、検討を進めている。

今般、協議会での検討を受け、下記のとおり「現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等について」（平成29年4月21日付け国技建管第13号）（以下「ガイドライン」という）を改正することとしたので通知する。

なお、本通知文は令和8年4月1日以降に入札契約手続きを開始する工事から適用する。ただし、令和8年3月31日までに入札契約手続きを行う工事及び契約済みの工事については、協議により適用してもよいものとする。

記

コンクリート構造物施工時のスランプの設定については、ガイドラインにより、“流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン”に基づき、構造物の種類等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。ただし、一般的な鉄筋コンクリート構造物においては、スランプ値は12cmとすることを標準とし、特記仕様書に明記する”と周知したところである。

上記通知から約9年が経過し、大部分の現場でスランプ12cmとなった一方で、構造物の種類等の作業条件を適切に考慮し、柔軟にスランプを変更することまでは浸透していない。

以上を受けて、現場打ちの鉄筋コンクリート構造物やコンクリートの締固めを行いつらい環境の工事において、特記仕様書では積算上のスランプ値を「参考値」として示すこととする。なお、契約後に受発注者間でスランプ値の確認を行い、施工条件等により、協議の上、スランプ値を指定することが出来る。